

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 市民税課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容			理由
1	1	1	1	50,486	個人市民税(現年課税分)	(5年時効)	(停止3年)	(即時消滅)	督促、催告、臨戸徴収を実施し、再三にわたり納税指導を行ったものであるが、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの並びに同法第15条の7に規定される滞納処分の停止3年継続による徴収権の消滅及び納税義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理したものである。
								1件	
		2	2	14,263,865	個人市民税(滞納繰越分)	277件	7件	15件	
						213人	4人	10人	
	2	2	2	2,169,700	法人市民税(滞納繰越分)	26件		16件	
						26社		6社	
		1	1	548,085	固定資産税(現年課税分)			1件	
								1社	
			2	19,918,680	固定資産税(滞納繰越分)	111件	1件	33件	
						54人	1人	8人	
3	1	1	1	4,000	軽自動車税(現年課税分)			1件	
								1人	
	2	2	2	726,200	軽自動車税(滞納繰越分)	175件	5件	23件	
						134人	2人	13人	
	5	1	1	79,215	都市計画税(現年課税分)			1件	
								1社	
5	1	2	2	2,873,211	都市計画税(滞納繰越分)	111件	1件	33件	
						54人	1人	8人	

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 保育課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	1	2	528,000	保育園保育料	保育園滞納繰越分(平成12年度分) 2件	督促状及び催告状により、保育料未納者整理を、継続的に実施しているが、転出先不明等により、地方自治法第236条第1項による5年が経過したため。

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 学校教育課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	3	4	1,743,960	給食費負担金(滞納繰越分)	平成16年度以前の給食費滞納繰越分 (57件)	臨戸徴収等を実施し、納付指導を行ってきたが徴収困難なため、民法第173条第1項第3号により不納欠損処分したものである。

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 国保年金課(国民健康保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
1	1	1	3	40,737,062	一般被保険者国民健康保険税 医療給付費 滞納繰越分	(5年時効) (停止3年) (即時消滅) 428件 7件	督促、催告、臨戸徴収等を実施し、再三に渡り納税指導を行ったものであるが、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの及び同法第15条の7に規定される納税義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理をしたもの。
			4	1,915,062	一般被保険者国民健康保険税 介護納付金 滞納繰越分	43,401,262 74,973	
		2	3	807,711	退職被保険者国民健康保険税 医療給付費 滞納繰越分		
			4	16,400	退職被保険者国民健康保険税 介護納付金 滞納繰越分		

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 上下水道課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
2	1	1	2	2,402,558	下水道使用料(滞納繰越分)	平成13年度 滞納件数522件	滞納者に対し督促、催告等の対応を行ってきたところであるが、転居先不明等により、収納が困難であるため、地方自治法第236条第1項の規定により不納欠損処分としたものである。

平成18年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 介護福祉課(介護保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容		理由
1	1	1	3	3,212,570	普通徴収保険料(滞納繰越分)	(2年時効) 136件 3,195,290	(即時消滅) 1件 17,280	督促、催告、臨戸徴収等を実施し、再三に渡り納入指導を行ったものであるが、介護保険法第200条第1項に規定される2年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの及び準用する地方税法第15条の7に規定される納入義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理したもの。